

## 朝鮮王朝の還穀制度研究<sup>(1)</sup>

朴 光 駿

### 〔抄 録〕

朝鮮王朝において常平倉などの倉制度は「還穀」と呼ばれたが、人口比からみたその運用規模は東アジアの中でも著しく大きかった。この制度は、農民に穀物を貸出し、秋の収穫後、若干の利子を付けて返納させるものであり、農民の再生産を支援しながら、救貧と防貧の機能を同時に遂行する目的で運営された。ところが、朝鮮中期以降、その利子を国家財政の税収源として公式化することによって、農民にとってはむしろ生活を苦しめる制度になってしまう。本研究は、救貧制度運用の核心は対象者選定にあるという立場から、穀物貸出の利用者の選定方式などを含めて、その運用構造を明らかにすることを目的としている。また、還穀制度の本質をより立体的に把握するために、中央政府、地方官、還穀利用者の三者の立場を区分して還穀問題にアプローチする。

救貧制度の観点から還穀にアプローチした歴史学分野の先行研究は少なく、その用語や運営構造が極めて複雑になっていることもあり、本研究では文献研究とともに、関連歴史学者への聞き取り調査の研究方法を併用した。

キーワード：朝鮮王朝救貧政策、還穀制度、倉制度、常平倉

### は じ め に

穀物備蓄倉庫を各地域に設置し、凶作・飢饉などに備えるシステムは歴史的に世界の各地で見られる。古代中国では、飢饉への対応と穀物価格の安定を目的とした「倉」と呼ばれる穀物倉庫制度を施行していた。常平倉、義倉、社倉がその代表的なものであり、この3者は「三倉」と呼ばれる。常平倉は公的制度である。義倉は救貧の性格が強く、地域の富者による出損もあったが、元になる穀物は公的出損によるものであり、公的制度といえるものであった。ただ、社倉の場合は、地域民の自主的運営のものであるとされるが、地域民の出損以外に公的支援もあったらしい。

中国の倉制度は、最初の実施後持続的に発展してきたのではなく、ある時期には活性化し、ある時期にはほとんど実施されないなど断続的發展を重ねたが、古代の朝鮮半島や日本など中国周辺国にも導入された<sup>(2)</sup>。朝鮮半島の古代国家の中で倉制度が最初に実施されたのは高句麗の故国川王 16 年（西紀 194 年）とされているが、朝鮮半島の王朝国家（高句麗・百済・新羅、高麗、朝鮮王朝）においてもそれは断続的に実施されていた。朝鮮時代において、公的な倉制度は主に「還穀」（還上）と呼ばれたが、大規模で運用されていた。公的倉制度が大規模であるということは、同制度に依存している国民の割合が高いということを示す。

朝鮮は 500 年も持続した王朝であり、還穀制度といってもその初期と末期の実態は異なる。初期の還穀制度は、農民の再生産を助けるために、農家に種子や穀物を貸出し、穀物収穫後、若干の利子を付けて返納させるシステムであった。貧困政策を「防貧政策と救恤政策」と区分するならば還穀は防貧政策に属する。しかし、干ばつや洪水などによって飢饉が発生すると、還穀の貯蔵穀をもって直接救恤事業を行うことも多々あり、農民と貧民の区分、防貧と救恤の区分は必ずしも明確ではなかった。ところが、18 世紀になると還穀制度は救貧制度としての性格を堅持しながらも、国家の公式的租税制度になり、朝鮮末期になると還穀による租税収入は国家財政収入の 1/3 を超えるほどになっていた。それは、穀物の貸出しを希望する農民だけでなく、ほぼすべての農民に穀物を配分し、利子を課すシステムになったことを意味する。それに対する農民の反発は朝鮮王朝滅亡の端緒を提供するほど激しいものがあつたとされ、還穀は社会矛盾の象徴的制度とされてきた。しかし、朝鮮王朝は 500 年も存続した長期間の王朝であったことを考慮すると、数世紀間にわたって代表的貧困政策であった還穀制度は、朝鮮王朝の長期存続の理由を説明することにおいても考慮しなければならない要素であると思われる。

還穀は租税制度、政府間関係（中央政府と地方政府間の関係）、地方財政、人事制度、胥吏層の問題、農業問題、身分制度など社会経済のほとんどの部門に関わる極めて重要な制度であったが、韓国の歴史学界において、必ずしもその全容が明らかになっているとはいえない状況にある。その運用に地域別に大きな格差があつたこと、また、同制度の関連記録が漢文からなっていること、しかも関連用語が基本的に会計用語になっており、極めて難解な言葉でつづられているということなどは、韓国史を専門としない社会科学者の還穀研究に大きな壁になっている。本研究においては、こうした難点を克服するために文献研究とは別に、還穀制度を賑恤の観点から専門的に研究してきた韓国の歴史学者<sup>(3)</sup>への聞き取りという研究方法を併用した。

## 1. 東アジアの倉制度

### (1) 起源

中国の記録によると、紀元前 54 年（漢の宣帝在位時）農業を管掌する官吏、耿壽昌の提案

によって穀物倉庫を設置し、それを「常平倉」と称したという。ただ、それは耿壽昌が初めて施行したのではなく、その数百年前、魏(BC 5世紀～BC 225)の李悝、春秋時代(BC 8世紀～BC 403)初期の管仲などの人物によってすでに施行されていた制度である。さらに、その淵源は『周礼』(周の制度改革案。制度実施の記録ではない)にまでさかのぼる。(星斌夫 1988: 6; 食糧庁, 1951)しかし、この制度は、最初の実施後、断続的に実施されていた。清代の状況を見ると、常平倉の機能には、①糶糶法、②借貸法、③賑恤法の3つがあった(星斌夫, 1985: 94～102)。

まず、<sup>ちやうてき</sup>糶糶法についてである。糶は倉庫の穀物を貸出すこと、糶は貸出の分を返納させることを意味するが、貸出と返納を行う目的は穀物の物価調節のためであり、それが常平倉の主機能であった。その運用原則は、貯蔵穀の70%を保管し、残りの30%だけを貸出すという原則(糶三存七)であった。ただ、当該地域が乾燥地域か湿地なのかによって保管上の問題が異なることや飢饉も発生していたので、政府はこの原則を柔軟に運用し、30%以上の貸出もできるように指導していたという。また、穀物の糶糶の盛んな時期には、交通の不便な地域民のために出張所のような臨時的倉を作ること、返納時に銀の使用を認めることで農民の物流費用を減らすこと、そして盗賊から農民を保護するための工夫をするなどの措置を講じ、利用者を助けていた。穀物の糶糶の際には不可避に穀物の自然減少分(耗穀)が発生するが、それについては倉利用者にそれを負担させていたようである。

借貸法は言葉通り、種まきなどに必要な穀物を貸出し、利子をつけて返納させる制度である。その対象になる穀物は、常平倉の貯蔵穀の中、糶糶の分を除いた残り70%の穀物であったが、不作などの時期には利子の免除が行われた。社倉では利子免除の制度があったので、常平倉も公平性を保つためにそのような制度を設けていたようである。地域によって主産物になる穀物が異なるので、貸出穀物と返納穀物の種類が異なる場合、両者間の償還比率も規定されていた。

賑恤法は償還の義務を課さず、給付する穀物のことであり、その対象者は貧民であった。地域住民を組織する際、極貧層や貧困層を戸籍資料(戸口冊籍)に記録しておき、それに基づいて賑恤の穀物を支給していた。それは、一次的に社倉や義倉の機能を補助し、社倉の機能を強化する意味を持つものであった。

以上からみると、倉制度と貯蔵された穀物は、防貧と救貧の機能を同時に果しており、その両者を明確に区別することは難しい。

## (2) 韓半島における倉制度と還穀

中国の倉制度は周辺国に伝播されるようになり、日本でも、常平倉、義倉、社倉がそれぞれ導入されていた。本庄栄治郎(1925: 10～17)によると、日本では淳仁天皇在位期(758年～764年)に常平倉が導入され、少数の富民の義捐と負担によって義倉も施行された。江戸時

代には社倉も儒学者たちによって導入され、いくつかの藩で常平倉も運営されていた。

韓半島における倉制度の始まりは高句麗（BC 37～668）の賑貸法である。それは春に種子と穀物を農民に貸与し、秋の収穫の後、それを返納させる制度であり、『三国史記』（1145。三国時代の歴史書）によると、高句麗故国川王 16 年（西紀 194 年）初めて実施された。ところが、中国での同制度の発展過程と同じように、韓半島においても倉制度は断続的に実施されていた。常平倉と義倉は高麗時代になってから実施された。義倉は 986 年（高麗成宗 5 年）に施行され、高麗時代の倉制度の主軸をなしていたが、義倉も断続的に実施されていた。義倉は賑恤の性格の強い制度であり、基本的に貸出に利子を課さなかった。義倉の運営穀物には常平倉から提供されたものが含まれていた。一方、社倉は朝鮮世宗 18 年（1436 年）に初めて施行され、自治的に運営されていたが、それも運営上の問題によって持続せず、廃止と復活を繰り返した。

朝鮮王朝の倉制度は「還穀」あるいは「還上」と呼ばれた。還穀は備蓄と貸与を目的として貯蔵された穀物そのものを指すこともあり、あるいは穀物を貸与し利子をつけて返還させる制度一般を意味することもある。従って、実際の制度運営には穀物貯蔵の主体や目的によって、数多くの名称の還穀が存在した。還穀も農業に必要な種子や穀物を農民に貸与することによって、農民の再生産保障、貧困の防止と救済、米価格の安定化を図る制度として出発した。しかし、自然災害や疫病などによって飢饉が発生した場合、この貯蔵穀をもって飢饉に対応し、慢性的貧困に対してもこの穀物をもって救済を行っていた。朝鮮時代にはほぼほとんどの農民がこの制度の利用者であり、現代社会政策用語でいえば、全農民をカバーする社会保険的性格をもちつつ貧民を救済する公的扶助の性格を併せ持つ重要な制度であった。

還穀運用には当初から、倉庫での腐敗、ネズミなどによる消失、貸出しや償還の際に発生する落穀などによって自然に減少するもの、「耗穀」が発生していた。それを補充するために、穀物の償還の際に若干の追加分を利子として負担させることが長い間慣例になっていた。ところが、朝鮮中期以降、その利子が国家の財政収入として制度化されることになる。それによって、還穀は希望者だけでなく租税を負担すべきすべての対象者に割り当てられるようになり、還穀利用者がすなわち租税負担者になったのである。1862 年全国的に勃発した大規模の農民抗争は「三政の紊乱」、中でもこの「還政の紊乱」がその原因であるといわれる。朝鮮の財政は大きく分けて、土地に対する税金、軍役などに関わる税金、還穀に対する税金など 3 つの税金（三政）があり、そのすべてにおいては、農民層に負担が集中する不公平問題が深刻であったが、中でも還穀運営の不条理が最も深刻であったという意味である。

## 2. 先行研究と研究の観点

還穀に関する先行研究については、社会政策・社会福祉の分野からの研究と歴史学・経済史

学などの研究に分けてみてみたい。

近代以前まで、韓国福祉制度の歴史的発展過程に関する先行研究としては、まず、植民地時代総督府の官吏であった李覚鍾(1921)が雑誌『朝鮮』に連載した「朝鮮における救済事業の沿革」がある。この研究は朝鮮時代の貧困救済政策を「備荒、救荒、保養(児童や高齢者の保護)、医療、顧助(王族や士族の冠婚葬祭費用の補助)、隣保(村落の相互扶助)」の6つに分類し、比較的詳しく紹介している。その後、朝鮮総督府は1933年と1936年に『朝鮮の社会事業』と題する単行本をそれぞれ公刊したが、その中で「合邦以前の救貧制度」という節を設け、朝鮮時代の救貧制度を紹介している。ただ、その分類や内容は、前記した李覚鍾の研究をほぼそのまま踏襲している。また、朝鮮総督府の社会課長として務めた俞萬兼は「朝鮮の社会事業」という論文を1933~1934年まで8回にわたり社会福祉関連雑誌に連載しているが、その内容もまた李覚鍾の研究とほぼ同じである。その経緯は確認できていない。

解放(1945年)以降現在に至るまで、社会政策・福祉分野からの歴史研究は少ないのが現状である。まず挙げられる重要な先行研究は崔益翰(1947)があり、救貧制度を『朝鮮王朝実録』などに基づいて記述している<sup>(4)</sup>。韓国社会福祉歴史の体系的な研究としては具慈憲(1970)の研究がある。この研究は三国時代から1960年代までの福祉制度の流れを整理したものであるが、特に朝鮮時代までの福祉制度を史料に基づいて比較的詳しく紹介している。河相洛編(1989)は、高麗時代からの社会福祉制度を朝鮮時代、植民地時代、アメリカ軍政時代の社会福祉を本格的に紹介している重要な参考文献である。ただ、共同執筆の形になっているだけに、一貫した歴史記述というよりは、各時代の特定の福祉事例を中心に紹介している。比較的最近の研究として安サンフン他(2005)があるが、朝鮮時期の内容に関する限り、法典・制度の紹介にとどまっている。

一方、歴史学や経済史学の分野の関連先行研究をみると、朝鮮の社会構造や社会制度に関わる研究は比較的多く、その中には貧困政策と直間接的に関わっているものが少なくない。特に経済史学の分野においては、2000年を前後にし、一方では計量経済学的研究方法で朝鮮の経済状況の長期的推移を明らかにしようとする研究が活性化すると共に、もう一方では、微視史的史料の活用による地道な研究傾向がみられる。また、朝鮮王朝救貧政策の核心ともいえる還穀制度についてもより構造的観点からの専門的研究(文勇植, 2001; 2015; 梁ジンソク, 1989; 宋チャンソプ, 2013; 呉イルジュ, 1992など)がなされている。こうした先行研究を社会政策の観点から援用・再構成していくことはこれからの課題である。本研究においては、歴史学、経済史、社会史に関わる主要学会の研究論文の中で、本研究と直間接的に関わる研究らのできる限り検討し、援用しようと努めた。

朝鮮時代の公式記録は漢文で記されており、それが社会政策分野からの歴史研究を制約する要因の1つであった。それに、社会政策や社会福祉学の分野には、歴史学や経済史学などの研究成果を積極的に活用したり学際的研究を行ったりする努力が相対的に不足しており、そ

れがこの分野の歴史研究不振の一因になっている。経済史学等の研究には、当時の貧困問題を土地制度や統治構造などと関わらせて解明しようとする優れた研究も数多くある。そうした関連研究を活用することとともに、『朝鮮王朝実録』などの一次的資料を丹念に読み、その中から社会政策にかかわる事象を抽出し、社会科学的に解釈していく努力が求められる。また、朝鮮時代の記録には同時代の法律、社会経済制度に関わる難解な専門用語が数多く登場するが、『朝鮮王朝実録』に関わる歴史用語を解説している「朝鮮王朝実録事典」は、歴史用語や制度の理解に参考になる。

確かに、今までの還穀に関する先行研究においては、地方行政水準での不条理が強調されてきているように思われる。その点については、かつて著名な実学者丁若鏞（1762～1836）が『牧民心書』（1818）や『経世遺表』（1817）などの著書の中で、詳しく紹介・論議していた。その著作はいち早くハングル訳（1969、以降数回の訳書が公刊）され、丁若鏞の見解が還穀に関わる定説となり、いままでも彼の論調がほぼそのまま繰り返されてきているようにもみえる。何よりも、丁若鏞は末端行政現場で直に還穀運営を見て経験したことを生々しく伝えており、それは貴重な史料になっている。ただ、彼の論議は、地方行政レベルでの不条理や不正などに偏り、朝鮮システムというコンテキストの中で還穀の本質を追及するような論議までには至っていないように思われる。地方レベルでの不条理を事例別に細かく分類し、その手口を赤裸々に指摘したあと、丁若鏞が還穀問題の解決策として提示したのは「王道政治の充実」という極めて曖昧で原則的な処方であった。彼が還穀の不正腐敗問題を地方官吏の資質問題として捉える傾向があったと見受けられる。しかし、還穀問題の探求には、その問題を朝鮮システムの構造的矛盾と関連づけてみる観点が必要であり、ひいてはその社会的矛盾の原因を説明する姿勢が求められる。というのは、還穀は国家財政および地方財政、身分制度、胥吏層の問題など、朝鮮王朝の基本秩序と深く関わっており、それゆえそうしたコンテキストの中で論議した時に初めて還穀の本質が見えてくると思われるからである。朝鮮王朝が長期間持続できたことについても、逆に王朝の滅亡についても、還穀という制度抜きには語るができないと筆者は思う。

### 3. 還穀の運用と矛盾

#### (1) 還穀の運用構造

社会政策歴史に登場する特定の政策プログラムが、その対象者の選定基準を持っていたのかどうかは、極めて重要な考察ポイントである。というのは、当該政策が「社会」政策なのかそれとも「救恤的・慈善的」政策なのかの判断基準は、給付水準や内容という要素よりは、対象者選定基準の客観性・科学性にあるから（朴光駿，2004）である。このような認識から、還穀の運営構造については、主に対象者の選定過程を中心に検討しその実態を明らかにしたい。

朝鮮王朝の還穀は大規模で運営されていた。その詳細については別稿(朴, 2017)に譲り、ここでは還穀が租税化された朝鮮中期以降の状況を中心にみてみたい。理解のために、先に朝鮮王朝の地方組織を概略しておきたい。(図1) 全国を八道に分け、それぞれ観察使を置き、その下に、管轄地域の人口数などによって府・牧・郡・県が置かれた。その責任者はそれぞれ府使、牧使、郡守、県監となっていたが、一般に「守令」と呼ばれ、全国で約330名が派遣されていた。地方官というのはこの守令のことであり、管轄地域の行政、司法、軍事を管掌していた。その下に、面・里・統が組織されていた。「統」は5世帯の単位である。

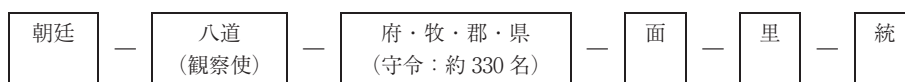


図1 朝鮮王朝の地方組織

還穀は郡県単位で運営され、当該地域の還穀量を対象人口に割り当てる方式(「還摠制」という)で運営されていた。農民の利用意思に関わりなく、強制的に農民に配分する形式である。従って、対象者の選定から貸出した穀物の返納まで極めて複雑な過程を経ている。還穀の運営構造は図2に示されている通りである。まず、対象世帯の選定し、対象になった世帯の等級を決定、等級に基づいた貸出し量の確定、そして、還穀に利子をつけて徴収、という過程を経ることになる<sup>5)</sup>。

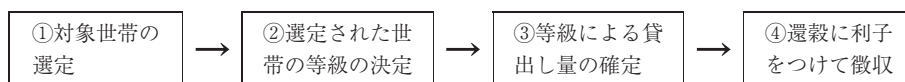


図2 還穀運用の構造(1年単位)

まず、還穀の対象者選定過程は次の通りに行われた。還穀対象者は対象地域住民の名簿である「還案」(還戸成冊)に基づいて選定される。還案には対象世帯(還戸)の等級、世帯構成と人口数などの情報が記録されていた。その還案は、「家座成冊」(あるいは家座簿)<sup>6)</sup>と呼ばれる住民台帳の内容を最終的に参考にして作成されていた。対象者選定の基本案は「里」の単位で作成し、「面」に報告するが、「面」で還穀の状況を総括し、把握していた。もともと還穀の対象になる者は「土地・戸籍があり定住している者」(有田有籍有根着者)とされていたが、還穀が租税化するようになると、小さい地域単位に一定量の還穀を割り当て、当該地域の世帯でそれを配分させる方式になった。(梁, 1989) 還穀対象の選定方法は、最初は人(世帯)を基準としたが、財政収入の安定を図るために「統」(5世帯)を単位にして負担の共同責任を課す方式(「統還」という)に変わり、その後、さらなる安定的な税収確保のために、農地税(田結)を基準に還穀を賦課する方式(「結還」という)が採用された。後者は農地税同然の税制であった。

対象世帯にどれほどの穀物を割り当てるかの基準は、主に経済事情を考慮した「大戸・中戸

・小戸・残戸・残残戸」の5等級の基準が適用された。等級の決定には関係者たちが集まって決めていたが、富裕層である大戸にあたる世帯は極めてまれであったという。還戸の対象は土地を持っている者だけでなく、商工人、親戚に身を寄せている者でも、自ら生計が立てられると判断された者であれば、その対象にしていた。政府としては、それが税収確保の手段であっただけに、その例外を認めようとしなかった。ただ、貧困層の立場からみれば、利子と元穀の返済が義務付けられる還穀よりは、無償で支給される賑恤穀の対象になることを希望していた。（文，2001）逆に、地方官の立場には可能な限り還穀の対象者を増やそうとする誘因があった。地方官にとって、それは責務評価に関わるものでありかつ地方財政を確保する手段でもあったからである。還穀の貸出しには保証人（「頭保」という）を必要とした。

還穀貸出しの時期は、穀物の種類によって異なるが、大半は春に貸出し、返納は9月から12月までとなっていた。還穀の穀物は米だけではなく、麦や粟などの穀物も含まれていた。返納する穀物は、もともと貸し出された穀物と同種のもの（本色）と規定されていたが、凶作などによってそれが不可能になった場合、他の穀物や貨幣で返納すること（代捧）が認められていた。その場合、代納が認められる穀物の種類、穀物種別間の償還比、貨幣償還の場合の値段は法律（『大典会通』）によって規定されていた。たとえば、大米1石は小豆1石7斗5升の償還比となっていた。（梁，1989）還穀を貨幣で返納ということ（作錢納）は、穀物の時価変動を悪用した不正が発生する余地があったので原則的に禁止されていたが、19世紀になると次第に一般的に行われるようになった。清の常平倉の穀物返納においても、もし貨幣が介入するとなると不正発生の可能性があるので、特別に誠実で信頼できる官吏がその仕事を担当するようになっていたという。（星斌夫，1985）還穀の返納は個人単位も可能であるが、統単位で行われるのが一般的であり、返納後には領収証（尺文）が発給された。

要するに、対象世帯を定め、当該世帯の人口数、男女構成比、経済状況などを考慮し、貸出す穀物の量を決め、それを分給し、貸出した穀物の元穀とその利子分の穀物を返納させることが一年単位の還穀運用過程になる。ただ、還穀は地域単位で運営されていたので地域的差異が考慮され、実際においては負担の公平性など地域間の格差が発生する余地が常にあった。

## （2）財政収入源としての還穀の構造と未返納問題

還穀の利子は、朝鮮中期以降10%と規定された。還穀運営において利子を公式的に徴収するようになるのは明宗（在位：1545～1567）時代からであり、その規定が成文化され法典に収録されるようになった時期は18世紀である。当初、その利子は国家の公式的財政収入ではなく、地方官の収入となっていた。朝鮮システムでは地方の下級官吏の給料は公式的に策定されておらず、地方財政は地方官の裁量によって運用されていたので、地方官にとっては、還穀の利子が長い間地方財政の最も重要な収入源になっていたのである。

しかし、還穀の利子が国家の公式的税収として記録されること（「会録」という）となると、



地方で運用していた還穀の利子の大半は国家財政として編入されてしまう。中央機関が運用する還穀は利子の全額を中央政府が収めていたので、地方の財政収入は急減することになったのである。1797年忠清道の還穀運用と地方官の利子支給に関する分析(文, 2015:176)によると、還穀利子収入の中で、地方官に支給されたのはその20%程度に過ぎなかった。地方官からみれば、それ以前と比べれば、財政収入の80%が減少したことになる。

ここで注意しなければならないのは、国家財政に編入されるとする還穀の利子10%というのは、農民に貸し出された穀物の10%を利子として徴収するという意味ではなかったということである。それは、中央財政の帳簿上に財政収入として記帳されるものが10%であるという意味である。実際に農民が負担する利子は10%をはるかに超えていた。というのは、還穀の利子としての穀物を中央政府に納付するには多額の輸送経費がかかり、また徴収穀物の品質検査や倉庫管理にも費用がかかっていた。さらに穀物の腐敗やネズミ等による自然減少分(耗穀)もあった。しかも、地方官つまり守令を補佐する下級官吏(胥吏)の給料は公式的には策定されていなかったで、地方官は彼らの給料と地方政府の運営経費を自分の力量で調達しなければならない状況にあった。その経費を賄うために地方官は10%をはるかに超える利子をつけて還穀を徴収することが慣例になっていたのである。このようなやり方は、文(2015)の指摘通り、中央政府の黙認の下で行われるものであって、それ自体が不法行為ではなかった。10%をこえて徴収された分(「色落」という)は下級官吏や倉庫管理者の給料などに使われると見こされていたのである。

従って、還穀利子に関わる不正行為とは「必要以上に利子を徴収すること」を意味していた。地方官の腐敗問題を指摘していた丁若鏞も、還穀の利子を20%に固定し、その10%は中央政府に納付し、残りの10%は地方政府の収入とすることを提案している。それにしても、還穀の利子の水準を地方官の裁量で決めるということは大きな問題であり、悪用の余地は常にあった。悪用とは、地方官や胥吏層などが私腹を肥やすために行う不正のことである。また、中央政府に支給する利子を貨幣(銅銭)で支払う場合、地域あるいは時期によって穀物価格の差額を悪用した不正の余地もあった。

貸出された還穀が返納されないこと、あるいは地方の官吏が還穀を横領する行為を「逋欠」(ポフム)というが、それは還穀運営における最も深刻な問題であった。(梁, 1989; 宋チャンソプ, 2002; 文, 2001) 逋欠は当該者の身分によって、一般農民の場合は民逋、胥吏層の逋欠は吏逋、両班層の逋欠は斑逋あるいは儒逋と呼ばれた。一般農民の逋欠は自然災害や不作などによって現実的に返納ができない場合が大半であった。その場合、返納は延期されるが、凶作が続いた場合はその返納はさらに厳しくなる。それに対し、胥吏層による逋欠は不正によるものが大半であり、また、両班層の逋欠は徴収が難しい場合が多かった。書類上には存在するが実際には存在しない穀物のことを「虚留穀」というが、逋欠が増加するにつれて虚留穀の割合は増加の一途をたどり、朝鮮末期になるとその割合が還穀総量の半分以上にもなる。

朝鮮後期の著名な実学者朴趾源の息子（朴宗采）の著書『過庭録』（朴ヒミョン訳、1998『わが父朴趾源』）には、朴趾源が守令の任についていた時の還穀関連事例が2つ紹介されている。その1つは1791年慶尚道安義県の県監の任に就いていた時のことである。当時安義県の人口は約5千戸であり、さまざまな倉（還穀、軍穀＝餉穀、戸曹の儲置米など）の穀物は書類上9万石と記録されていた。しかし、赴任して直に調査したところ、実際には3万石しかなかったという。（同書第2部）還穀の2/3が虚留穀であったということである。もう1つの事例は、1800年に江原道襄陽府使に赴任した際のことであるが、還穀書類のすべてが偽りであり、穀物倉庫は完全に空になっていたという。（同書第3部）宋チャンソプ（2002:105）によると、1862年還穀の不条理な運営によって端を発した農民抗争が発生した慶尚道丹城県の場合、その後に行われた調査によると、還穀6万6392石のすべてが逋欠であったという。還穀に占める虚留穀の割合（全国）は1862年には54.4%に達していた。

問題は自然災害などによって、あるいは返納能力を超えた過度な割当てによって現実的に還穀返納が不可能な状況が農民層の間で頻繁に発生していたということである。その場合、返納を保留する措置を取らざるを得なくなる。返納を延期あるいは保留することを「旧還」<sup>(7)</sup>というが、旧還の大半は徴収不可能なものであった。ただ、旧還は王室の慶事や恤典の名目で、不定期的ではあったものの帳消しになることもあった。また、旧還によって処罰を受ける場合も帳消しにされた。

還穀の徴収は過酷であったと知られている。還穀の返納ができなくなると、最悪の場合は、農民は農地を離れて逃亡することもあった。その場合、隣人や当該地域から徴収すること（隣徴）、あるいはその親族から徴収すること（族徴）もあった<sup>(8)</sup>。隣徴や族徴によって無実の者が破産することを防止するために、平安道には「徴債庁」が設置されたこともあった。それは還穀の返納を分納できるようにし、破産を防ぐためのものである。

#### 4. 三者の立場からみた還穀制度

筆者は還穀の運営構造とその矛盾を明らかにするためには、この制度に関わる立場を、中央政府・地方政府・還穀利用者の三者に区分して論議することが欠かせないと判断する。三者の立場から還穀制度をみるということは、還穀関連先行研究と研究成果、関連資料を中央政府、地方官、還穀利用者の三者の立場から「再構成」することを意味する。このような論議は、還穀について次の2つの観点の重要性を喚起する。第一は、公の立場を中央政府と地方官の2つの立場を区分して論議する必要があるということである。しばしば還穀の便法的運営者としてみられてきた地方官という存在が、そのような立場におかれていたのかをより客観的に捉えようとする研究（例えば、文、2015）もあるが、中央政府政策と地域民の間に挟まれていた地方官の立場を明確に理解することは還穀制度の本質理解には欠かせないものと思われる。

第二の観点は、還穀利用者の立場から還穀制度を分析することが極めて重要であるということである。社会制度は国家の一方的な決定によって生成・発展・消滅するという単線的な見方ではなく、国家と制度利用者との交互作用の中で生成・発展・消滅するものであるという見方は社会制度研究にはもはや欠かせないものである。社会政策論からみると、民衆とは社会政策の対象者、社会政策プログラムの利用者のことである。社会政策史というものを国家政策によって設けられた社会政策関連制度の歴史として捉えるアプローチは、今までの社会政策史記述において多くみられた。しかし、このような歴史記述方法に、社会政策プログラムや制度が生成・変化・消滅することに大きな影響力を行使する制度利用者という存在が前面に出る余地はない。実際において、制度・政策の変化とは、その立案者と利用者の交互作用の中から生まれるものであり、社会政策の変化にその利用者の反応や制度利用方式などが大きな影響力を持つということは明らかである。ただ、利用者の立場を明確にすることには限界があった。それには制度利用者・対象者に関する史料や情報が、特に過去の歴史に関する限り、極めて乏しいという事情もある。還穀制度においても、その運営方式には多くの変化がみられたが、それについては、還穀利用者である農民の制度利用形態や制度そのものに対する態度を考慮せずには説明が難しい。つまり、農民が還穀をどのように利用し、その理不尽な運営にどのように対応したのかによって、制度そのものが変化するという見方が重要である。農民層は自分に有利な方式で還穀を利用するために、また不当な不利益を被らないように積極的に動いていた。極めて限られた資料でもそれを最大限活用し、還穀の利用者の立場を明らかにしていくことが求められる。

### (1) 中央政府の立場

朝鮮後期になると、還穀制度運営の最も重要な目的に、農民の再生産保護と貧困の予防・救済以外に、「政府の財政収入」の確保が追加される。還穀の旧来の目的は「賑恤と賑貸」にあったので、それに財政収入確保という目的が加わり、しかもそれが主目的になっていくのである。

朝鮮初期では還穀の利子は、穀物の耗穀を補充するという意味であったが、利子を財政に編入したことで、還穀そのものの在り方にも大きな変化が生じた。その後、還穀は重要な国家財政源として定着した。金玉根(1984:48)の朝鮮財政史研究によると、朝鮮後期の歳入の部分別構成は、結税(土地税)46%、還穀利子36%、身役16%、雑税2%になっていた。還穀運用からの収入が、国家歳入の1/3以上を占めるほどになっているのである。(表1)従って、還穀の総量を増やし、貸出しを増やすことはそれだけ国家財政収入の増加が見込まれるものであり、慢性的財政問題に直面していた朝鮮王朝の各中央部署には、独自の還穀を設置・運用し、それを財政収入にしようとする誘因が働いていた。

表 1 18・19 世紀朝鮮王朝の国家歳入

米に換算した総歳入*	構成比			
	地稅	還穀	身役	雜稅
192 万石（96 万日本石）	46%	36%	16%	2%

出所：金玉根（1984）。\*は中村哲（2007）

還穀には、穀物貯蔵の主体や目的などによって数多くの名称の還穀が存在した<sup>9)</sup>。しかも、守令は「自備穀」という名の備蓄穀を設けることが義務付けられていた。以上のような事情によって、還穀の総量は 19 世紀初まで急激に増加したのである。穀物は救貧と軍糧を目的として、常に一定量が備蓄されていたが、18 世紀に編纂された『統大典』には貯蔵穀の貸出（分給）の割合は「半分以下」と明文化された。たとえば、ある政府機構が保有する還穀の規模が 10 万石だとすれば、その中で 5 万石を貸出し、利子をあわせて 5 万 5 千石を徴収することになるが、利子の分 5 千石が財政収入になるということである。しかし、半分以下の貸出という原則は厳格に守られなかったようで、政府は可能な限り貸出率を引き上げようとした。それは、貸出量が多ければ多いほど利子収入が多くなるシステムであったからである。しかし、還穀総量が増加した理由はその利子によるものではない。利子は基本的には国家予算として支出されるもので、積み立てられるものではなかったからである。還穀が 1800 年の前後に 1 千石にまで増加したのは、国家の主導で還穀そのものを新設したり、その総量を増やしたりした結果である。

一方、中央政府は地方官の還穀関連活動に対しては 2 つの態度をもって対処していた。その 1 つは、還穀の徴収を厳格に施行するように督励することである。還穀が国家財政収入の 1/3 を占めるまでになっていたので、還穀の徴収は地方官の最重要責務となっていく。中央政府は徴収実績の優秀な地方官には人事上の優遇を、その反対の場合なら不利益を、甚だしい場合は懲罰までも与えること、いわば飴と鞭という両面策をもってその徴収を督励した。もう 1 つの態度は、地方政府の財政が制度化されていなかったという事情もあり、地方官が還穀の利子を徴収する際に、中央政府に納付する 10% の利子、それ以上の利子を徴収し、余分の利子は胥吏や倉庫管理人の人件費などに充てることを黙認していたということである。黙認というよりはそれ自体が朝鮮システムであった。過度に利子を徴収し、民衆の反発を買い、問題を起こさない限り、法定基準を超える利子の徴収は全く問題としなかったのである。こうした中央政府の態度によって、柔軟な運用と不条理な運用の区分がつきにくくなっていくのは当然の結果である。地方官の活動を監視する暗行御使の活動記録には、地方官の類似した還穀運営方式に対し、それを不法的行為としてみなす場合もあれば、問題としない場合もあった。甚だしくは同一の地方官の行為に対しても、その評価が相反するようなケースも出ているという。（文，2015：188）不法行為と適法行為との境目が模糊としているということは、本来なら明

確な基準が示せない中央政府の無能さを示す事柄であるが、しかし、それこそ中央政府の思惑であったかもしれない。地方政府が自らの役割を果たすように援助・指導することにはほぼ無力であるという悲しい現実の中を生きながらも、もう一方では、何時さやから出てくるのかの予測が全くつかない刀のように、地方政府をしてどの判断基準に従うべきかを明確に示さないこと、それが地方に対する支配力を確保することにはより得策でありえたからである。

## (2) 地方官の立場

朝鮮時代の地方統治方式は、前記の通り、郡県制と呼ばれるもので、全国を8道に分け、その下に府牧郡県をおく体制であった。地方官とは地方の行政司法機構の責任者、つまり守令のことであるが、守令の責務を表す「守令七事」には、勸農、戸口増殖、教育奨励、軍事、徴税調役、訴訟処理、風俗矯正などがあった。守令は管轄地域の行政業務だけでなく司法権と軍事権を持っており、王権を代行する立場にあった。守令の権限が極めて大きかっただけに、彼らは御使や観察使の監視と統制を受けていて、実際に守令が在任中に職務に関わって罷免されることがたびたび起きていた。ただ、守令の統治を受ける地域民はいわゆる「綱常の原則」に基づき、守令の過ちを告発することを禁止する「守令告訴禁止法」(『経国大典』の「刑典」)が施行されていた。守令は当該地域の士族との協力・協議の下で地域を統治するのが慣行であった。また、守令の職務を補佐する少なからずの下級官吏いわゆる胥吏層がついていた。

いままで、地方官や胥吏層と関連して還穀問題を論議した先行研究には、地方官や胥吏の不正行為に注目していたような傾向があると思われる。しかし、再度強調しておきたいのは、この問題の解明には還穀運営に関わって地方官が置かれていた立場を朝鮮システムの中に放りこんで考察する姿勢が求められる。

地方官の貧困救済責任は法律によって明記されていたが、この点についてはさておき<sup>(10)</sup>、まず還穀運営と関連して「朝鮮システムの中で地方官がおかれた状況」をみてみたい。この問題については文勇植(2001, 2015)の研究が注目に値する。地方官には還穀に関わる責務の厳重な執行が求められていた。『受教輯録』(1698。法典が編纂された後に行われた国王の教示をまとめて編纂したもの)という法典には、地方官の還穀徴収業務は、「給料と解任に関わる事案」とされており、その規定は1865年編纂された『大典会通』にまで伝承されている。また、『新補受教輯録』(1743)には、徴収の成績が最後尾にある守令は杖刑に処し、その次の者は推考(管理の業務上の過失や職務怠慢などを取り扱い、処理すること)することと規定され、それは『続大典』に伝承された。このように守令の処罰規定はますます強化される傾向にあった。(文, 2001: 272~273) また、前記した「守令七事」の中でも最も重要な評価項目が還穀の徴収問題であったという。地域民から税金をきちんと徴収するということが彼らの最も大きな仕事であり、また最重要の評価基準項目になっていたということである。

還穀を税金徴収制度としてみると、貸出す還穀の量が多ければ多いほど税収も増えるはずで

ある。貯蔵穀の半分は溜めておき、残りの半分を分給するという原則（半留半給）は守られず、半分以上を分給する行為（加分という）が徐々に多くなって行く。それは朝鮮王朝の厳しい財政状況を反映するものである。もともと加分は、種子が不足した時など観察使の要請があれば許可されるものでありそれ自体が不法ではなかったが、18世紀以降になると、単に税収確保のための加分が増加した。さらに貯蔵穀のすべてを分給する場合（尽分）さえもあった。地方機関も還穀を設置・運営しており、例えば統営や監營、水営など軍糧備蓄と関わる還穀があったが、地方機関が運営する還穀は大体において、尽分の形式で運営されていたという。（文、2015：175）朝鮮王朝の財政制度の腐敗問題におけるもっとも特徴的なのは、地方財政収入の納付過程で発生する流用という形態の腐敗（金ジェホ、2004：72）といわれる。こうした現象は、可能な限り多くの穀物を分給しようとする誘因の結果である。従って、農民は分給を希望しないにもかかわらず、無理やりに割り当てられる状況（勅貸という）に直面していた。還穀の分給には徐々に供給者要因が決定的になっていくのである。

次に、地方財政の責任者としての地方官の状況をみてみよう。朝鮮官僚の給与水準は極めて低いものであった。『乗槎録』<sup>(11)</sup>（金沢、2006）には、朝鮮士大夫が日本で、朝鮮の『経国大典』（「奉事禄租」の規定）を根拠に「朝鮮官僚の給料水準はなぜ低いのか」と訊かれたことが記録されている。あるいは、中国訪問の朝鮮官吏は、清の下級官吏の給料が朝鮮の閣僚級の給料よりも高額と記録している。それは清貧に価値を置く性理学の影響もあるが、国家財政の貧弱さを示すものでもある。さらに地方官を補佐し、末端の地方行政で中心的な役割を果たす胥吏層には公式の報酬が支給されていなかった。その理由は、彼らの務めが国家に労働力を提供する人民の義務の1つである「郷役」として位置付けられていたからである<sup>(12)</sup>。ただ、実際には、朝鮮後期になると各地方は独自の規則に基づき胥吏層の報酬を徐々に公式化していた。

地方官の立場からみると、還穀に関わる自らの厳しい立場に、予測不可能な形で援助の手が差し伸べられてくることもあった。それは帳消し（「蕩減」という）という国王からの恩賜であるが、それは大規模の飢饉の発生とかかわっていた。大きな飢饉が発生すると、貧民の救済は地方官の力量では対処できなくなるが、地方官にはそうした状況を国王に報告し、助けを仰ぐ道が開かれていた。朝鮮王朝の法律体系においては、救済は地方官の責任と明記されていたが、しかし、実際においてその究極的責任は国王にあったのである。国王は飢饉の発生時以外にも、王室の慶事などに還穀の旧還に対する帳消しをたびたび行っていた。このようなことは、地方官からみると予測もしなかった命綱になることであり、不正を重ねていた下級官吏からみれば、その間に犯した不正を永遠に覆い隠してくれる機会にもなっており、還穀の返済に苦しんでいた農民にとってもさらなる僥倖を期待させるものであった。いわばモラルハザードの条件がそろっていたのである。こうした類のモラルハザードは中国の常平倉にも同じくあった（Shiue, 2004）ようである。備蓄穀の管理運用に関わる問題は、農業や地理的要因だけでなく政治的要因にも影響を受けていたのである。

### (3) 還穀利用者(農民)の立場

「還穀利用者」とは還穀を活用し耕作を行った後、その返納義務を負う人のことであるが、見方を変えれば、彼らは「還穀割り当て対象者」、すなわち納税者でもある。前者は還穀を積極的に利用した場合であり、後者は、半強制的に還穀を分給させられた場合である。還穀の重要な2つの機能、つまり飢饉に備えることを含む再生産活動の保障と税金を負担することは、還穀利用者にはどのように受け止められていたのか。

凶作になり、食糧が不足し、農業に必要な種子さえも確保できない状況だとすると、還穀は飢餓のリスクから自らの生活を守り、農業の再生産を可能にするありがたき国家制度として受け止められたはずである。朝鮮王朝は500年も持続する王朝であったが、その持続性の原因追究には、還穀のこのような側面が極めて重要な考慮事項になると考えられる。

問題になるのは、自分の意志に反して還穀を強制的に割り当てられた場合であるが、その割当量が多ければ多いほど租税負担が重くなるので、農民の立場からみると、必要以上の割り当てを余儀なくされると、それには抵抗したはずである。税金徴収の手段としての還穀は身分制度と密接に関わっていた。朝鮮時代の身分は両班、良人(中人、常民)、奴婢からなっていたが、奴婢は還穀分給の対象外であり、分給の対象は良人と両班になる。しかし、両班は分給対象から除外される場合が多かった。地方官が両班階級を完全に掌握することができなかった場合であれば、地方官自らが地方士族と結託する場合もあり、あるいは両班が胥吏層を動かし、分給対象にならないように働きかける場合もあったと考えられる。「郷村地域の勢力関係によって還穀の運営方式が異なっていた」(梁, 1989: 238)という指摘は、まさにこうした状況のことである。こうなると、還穀の対象者は相対的に農民層に集中するようになるが、それは農民からみれば納得しがたい状況であった。農業に必要な種子が確保できていて、最小限の食糧をすでに確保していた農民の場合なら、還穀の分給を希望するはずがない。税金の負担が重くなるだけのことであるからである。このような事情によって、良人と両班、良人と地方官・胥吏の間には葛藤が発生していた。

農民にとってもっとも不条理な事柄は、還穀負担の不公平の問題であった。不公平は2つの側面から発生していた。1つは地域間不公平の問題である。還穀は郡県を単位にして割り当て方式で運営されていたので、当該郡県の人口や貯蔵還穀の規模の大きさによって負担に不公平があった。還穀量に比べて相対的に人口の少ない地域(還多民少)もあれば反対に、人口に比べて還穀量の少ない地域もある。前者の場合なら、地域住民は相対的に過度な負担を背負わされるようになる。第二の側面は、還穀の対象になるはずの者がその対象から除外され、下層農民がその分まで負担を背負うようになるという問題である。両班階級など郷村社会の有力者はその対象外となる場合が多かった。しかし、還穀対象からの除外は恒常的に固定されているものではなく、郷村社会内部の彼らの地位変動によって状況が変わるようになっていた。孝子あるいは烈女の家門、朝鮮に定着した明の流民とその子孫(皇朝人)、功臣の子孫は対象除外

が認められていた。（梁，1989：282）むろん鰥寡孤獨の貧困層は自らの申し出があれば，対象外とされ，無償で支給される賑恤穀の対象になった。

『任戌録』<sup>(13)</sup>に登場する慶尚道尙州地方における「大民と小民」<sup>(14)</sup>の間の対立状況をみてみよう。当時，同地域の逋欠穀が4万石で，その利子として4千石を納付しなければならなくなっていたが，大民たちはそれを還穀対象者全員で均等に分けて納付するという提案をしている。しかし，小民らは次のように主張している：「それには及ばない。逋欠の利子をなぜ民に負担させようとするのか。もし，均分しようとするならば，全農地7千結に対して均分しなければならない。」（『任戌録』；梁，1989：306）。つまり，逋欠穀の発生は支配層が作ったのであり，農民とは無関係な出来事であるがゆえにその分を農民に分担させることは受け入れられないということを，農民が明確に表明しているのである。宋チャンソプ（2012：97）は同時期晋州地方における還穀事例の分析から，農民の負担が大きくなり，その弊害が深化すると，民衆は自救策として官庁に連名で訴える等訴運動とともに示威運動を重ね，逋欠の帳消しを獲得していく過程を明らかにしている。農民が還穀政策に参加する方法は，第一に，士族が中心になっていた「郷会」を通して租税問題論議に参加する方法と，第二に，農民層が中心になる「民会」を開き，自分らの意見を集約する方法があった。これに必要な連絡手段としてハングルの手紙が利用され，それは朝鮮末期に民衆の文字解読率がかなりの水準になっていたことの証であると主張する研究者もいる。特に民会は農民抗争の方向性を把握することには極めて重要であり，農民層主導の民会が活発であった地域であるほど抗争の成果が明確であったという。官吏の不正や制度の不条理が農民抗争の原因であるということはいままでもないが，農民抗争は租税システムの改革をめざした運動と位置付けることも可能である。各地域における農民層のこうした積極的意見表出は，還穀制度運営の改善を重ねさせ，ついに還穀制度の廃止にまで追い込んだ要因の1つである。

以上の事情からみると，朝鮮時代還穀に関わる多くの制度変化は，王朝の一方的な政策変更によって行われたというよりは，政府政策と，その利用者である民衆が自らの利益を守るために行った積極的な行動が相互作用した結果であるといえよう。

## 5. 還穀の帰結

前記の表1に示されているように，1862年の時点で還穀総量の54%が虚留穀であった。その数字も過少評価されているという指摘があるが，その問題は別にしても，それはあくまで全国平均の数値であって，地域によっては還穀のほぼすべてが虚留穀の場合も少なからずあった。守令にとって，この逋欠問題を解決することが最も重要な責務とされ，場合によっては，守令が自らの資産をもって逋欠をあな埋めしようとした事例もあった。文勇植（2001）によると，還穀の賑恤機能がほぼ停止するようになったのは1840年頃という。しかし，王朝はそ



れ以降も、還穀制度を維持し強化しようとする努力を続け、新しい租税制度を模索したが、結果を出すまでには至らなかった。1862年の農民抗争によって還穀の機能は停止され、還穀による租税は土地税や戸口税に代わるようになる。結局、朝廷は1867年還穀を廃止し、朝鮮初期から地域的に一部施行されていた社倉制に転換した。社倉はもともと住民自治的性格の倉制度であったが、それも官吏の関与を排除することができず、社倉制本来の機能を活かすことができなかった。

その後、甲午改革によって還穀制は消滅し、1895年5月「社還条例」が制定され、全国に存続していた還穀を社還と改称し、その運営を完全に民間に任せることになる。それによって、還穀運用と関連して公の関与が完全に遮断された。公的関与がなくなるということは還穀の租税的機能が完全に消滅したことを意味する。つまり、社還制度は還穀本来の機能の賑恤と賑貸のための制度になったのである。このような改革によって、利子率が低くなるなど、一定の成果はあったが、社還は飢饉が発生すると主に救済に当てられていたので、その規模は縮小する一方であった。ついに賑恤の機能さえも発揮することが不可能になり、倉庫の穀物の大半は換金され、財政に当てられるようになる。宋チャンソプ(2002:371)は1910年併合後、それは朝鮮総督府の財政に編入されたと推測しているが、その時点で、還穀という長い歴史を持つ制度は完全に終息したことになる。

〔注〕

- (1) この研究は、2015年度佛教大学教員海外研修の研究成果である。
- (2) 導入の動機については、日本・韓国の先行研究をみると、その大半は儒教の仁政や王道政治を強調しているが、それについては儒家だけでなく法家の思想を検討する必要がある。その点については別稿(朴, 2017)を参考されたい。
- (3) 本研究においては、韓国における代表的還穀研究者に1人である全州大学文勇植教授から多大なアドバイスをコメントを得た。面談調査は2015年12月26日韓国仁川市で行われた。文勇植教授には心から感謝したい。
- (4) この本には漢文式の記述が多いが、宋チャンソプ(『朝鮮社会政策史』西海文集, 2013)が現代文に書き直し、解説を加えて出版している。
- (5) 還穀については多くの先行研究があるが、その運営構造については梁晋碩(1989:259~300)の研究が特に重要な参考文献である。ここにおいても大いに参考にしている。
- (6) 守令が管轄地域(郡県)の状況を把握し、課税の業務を円滑に行うために、管内住民の戸口、身分、職役、財産状況などを、家座つまり住宅の位置順に調査し、作成した帳簿のことである。戸籍台帳と類似しているが、それより詳しい情報が含まれており、特に家屋、農地、牛馬の所有など経済状況がより具体的に記録されている。これは、軍政をはじめ、租税行政、訴訟の処理などにも広く使われていた。朝鮮後期にはこの書類は一般的に作成・利用されていたという。(『朝鮮王朝実録事典』)
- (7) 還穀に関わる用語は会計用語が多く、極めて複雑である。還穀の返納を保留する場合といっても、1年間の保留は「停退」、2年保留は「仍退」、3年以上保留する場合は「旧還」といい、細かく区分している。ただ、このすべてを旧還という用例もあるので、ここでは旧還と記した。漢文の難解な関連用語は歴史学以外の学問分野から還穀を研究する者を戸惑わせるものである。

- (8) 逃亡や死亡によって、賦税の納付、還穀の返納ができなくなった場合、当人に代わってそれを徴収する責任範囲を『続大典』には「親子関係」に限定すると定められていたが、18世紀には実際に同姓8等親、異姓6等親の範囲で運営されていた。（『朝鮮王朝実録事典』の「徴債庁」）その結果、無実の者が破産する場合もあった。
- (9) 中央政府機関としては、戸曹善恵庁、均役庁、常賑庁、賑恤庁、備邊司、壮勇營などが還穀を独自に運営していて、地方官庁としても監營、統營、兵營などがあった。一方、農業に打撃を与える自然災害は局地的に起きることもあり、ある地域の備蓄穀を災害地域に移動させざるを得ない事態がたびたび起こっていた。穀物の地域移動のために、交通の便利な沿岸地域に設置されたのが交済倉と済民倉である。
- (10) 朝鮮王朝の基本法律である『経国大典』に「救貧の責任者は地方官」と規定されていたことが、救貧の国家責任を公式的に認めたのかどうか、などの論議は、朴（2013）を参考すること。
- (11) 朝鮮通信使の書記として10か月間（1763～1764）対馬島から江戸幕府までを訪問した元重擧が残した記録物である。
- (12) 「胥吏層に公式的給料が支払われていなかったことが朝鮮王朝の生まれつきの限界であり、報酬のない胥吏層がさまざまな手管を弄して不正を行い、農民を収奪したことが朝鮮滅亡の原因である」といった類の論議は定番になっているようだが、しかし、それは安易な論議のように見受けられる。胥吏層の不正問題は多くの儒学者たちからも提起され、給料支給の提案もなされており、胥吏層自らもそうした要求をしたこともあった。しかし、朝鮮王朝の政策はそれを守令の裁量の問題という次元で常套的に論議しただけであり、郷吏の給料問題を公式的に論議したことはほとんどなかったという。重要なことは、胥吏層に給料を支給しなければならないという論議がなぜ極まらなかったのかを説明することである。そのためには胥吏層が無給になった歴史的経緯をみる必要がある。それは高麗王朝とは異なり、朝鮮王朝が郷村支配層の農民支配から末端の行政を分離し、国家の統制力を強化する政策をとったこと、つまり朝鮮王朝の改革の結果であった。この点については、呉スチャン（1999）を参考にすること。
- (13) この本は、還穀問題などに苦しめられていた農民層による1862年農民抗争の記録をまとめたものである。編者は未詳。農民の行動や発言が赤裸々に記録されており、貴重な史料であるが、漢文と吏読（漢字のハングル読み方に、同じ発音の漢字を当てた文字）が混ざっており、解読が難しく、ハングル訳がなされていない。ここでは、可能な限り『任戌録』の内容を反映しようとした。
- (14) 『任戌録』によると、大民とは主に両班層であり、小民とは一般農民を含む下層民のことをいう。

〔参考文献〕

『朝鮮王朝実録』

『経国大典』

『任戌録』（国史編纂委員会、韓国史料叢書8巻、1958）

〈韓国語文献〉

「朝鮮王朝実録事典」

安サンフン他、2005、『韓国近代の社会福祉』、ソウル大学出版会

呉スチャン、1999、「朝鮮時代地方胥吏層給料問題の歴史的脈絡」、『歴史と現実』32号、韓国歴史研究会。

元重擧、『乗槎録』、金キョンスク訳、2006、『朝鮮後期の知識人、日本に出会う』、ソミョン出版

姜沆、1656、李オルホ訳、2005、『看羊録』、西海文集

金ジェホ、1992、「韓国伝統社会の飢饉とその対応：1392～1910」、『経済史学』30号

金ジェホ、2004、「財政制度の変化と腐敗：1392～1945」、『経済史学』36号

金玉根、1984、『朝鮮王朝財政史研究』、一造閣

- 具慈憲, 1979, 『韓国社会福祉史』, 弘益齋
- 崔イクハン, 1947, 『朝鮮社会政策史』, 博文社
- 宋チャンソプ, 2002, 『朝鮮後期還穀改革研究』, ソウル大学出版部
- 宋ホグン, 2011, 『人民の誕生』, 民音社
- 車ミヨンス, 2014, 『飢餓と奇跡の起源: 韓国経済史 1700~2010』, ヘナム
- 鄭享芝, 1997, 「肅宗代賑恤政策の性格」, 『歴史と現実』 25号
- 河相洛編, 1989, 『韓国社会福祉史論』, 博英社
- 朴光駿, 2013, 『韓国社会福祉歴史論』, 良書院
- 朴宗采, 朴ヒミョン訳, 1998, 『わが父朴趾源』(過庭録), ドルベグ
- 文勇植, 2015, 「朝鮮後期還穀利子と徴収の問題」, 『大同文化研究』第92集
- 文勇植, 2001, 『朝鮮後期賑政と還穀運営』, 景仁文化社
- 文勇植, 1990, 「19世紀前半還穀賑恤機能の変化過程」, 『釜山史学』19号
- 梁晋碩, 1989, 「18・19世紀還穀に関する研究」, 『韓国史論』21号
- 中村哲・朴ソップ編, 2007, 『近代東アジア経済の歴史的構造』, 一造閣
- 李ヨンフン・朴イテク, 2007, 「18世紀朝鮮王朝の経済体制」, 中村哲・朴ソップ編, 一造閣。
- 〈日本語・他文献〉
- 小川晴久, 1994, 『朝鮮実学と日本』, 花伝社
- 小竹文夫・小竹武夫訳, 1971, 『史記』, 筑摩書房
- 小林義廣, 2013, 『王安石: 北宋の孤高な改革者』, 山川出版社
- カール・ポランニー著, 玉野井芳郎・栗本慎一郎訳, 1998 『市場社会の虚構性』(『人間の経済』1), 岩波書店
- 金谷治, 1987, 『管子の研究』, 岩波書店
- 鬼頭宏, 2002, 『文明としての江戸システム』, 講談社
- 栗本慎一郎, 1978, 「経済人類学と社会経済史学」『思想』(1978年5月号)
- 申采浩, 1948, 矢部敦子訳, 1983, 『朝鮮上古史』, 緑陰書房
- 杉山薫, 2004, 「東アジアにおける勤勉革命経路の成立」, 『大阪大学経済学』第54巻第3
- 食糧庁, 1951, 『支那常平倉沿革考』
- 朴光駿, 2017, 「朝鮮王朝における倉制度の大規模化の背景とその影響」, 『福祉開発センター紀要』第14号
- 朴光駿, 2015, 「方面委員制度は韓国においてなぜ消滅したのか」, 『社会福祉学部論集』第11号, 佛教大学
- 速水融, 1997, 『歴史人口学の世界』, 岩波書店
- 星斌夫, 1988, 『中国社会福祉の歴史』, 山川出版社
- 星斌夫, 1985, 『中国社会福祉政策史の研究 - 清代の賑濟倉を中心に』, 図書刊行会
- 本庄栄治郎, 1925, 『常平倉の研究』, 内外出版
- 茂木敏夫, 1997, 『変容する東アジアの国際秩序』, 山川出版社
- 李憲昶, 須川英徳・六反田豊監訳, 2004, 『韓国経済通史』, 法政大学出版局
- Shiue, Carol H., 2004, Local Granaries and Central Government Disaster Relief; Moral Hazard and Intergovernmental Finance in Eighteenth and Nineteenth Century China, *Journal of Economic History*, LX, 101-125

(ぱく くわんじゅん 社会福祉学科)  
2016年10月31日受理